

## おごおりし けんりじょうれい 小郡市こどもの権利条例

「みんなが毎日楽しく平和に暮らせるといい」

「いじめや悪口、暴力、仲間はずれ、差別がなくなしてほしい」

「自分のことは自分で決めさせてほしい」

「こどもの気持ちによりそって意見や考えを聴いてほしい」

これは、小郡市の子どもたちが「おとなに伝えたいこと」として話してくれた“こえ”です。

すべてのこどもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、生まれた時から一人の人間として幸せに生きる権利を持っています。すべてのこどもは、命が守られ、安心して育つ権利があり、まわりの人からの愛情を受け、遊び、休み、学び、自分らしく暮らすことができます。すべてのこどもは、自らの意志で様々な活動に参加することができ、自分のことは自分で選択することができます。

しかし、心とからだの成長の途中であるこどもは守られる存在でもあり、まわりのおとなから支えが必要になる場合があります。そのためおとなは、いつもこども一人ひとりの声に耳をかたむけ、こどもの立場に立って考え、行動していかなければなりません。

おごおりし  
小郡市は、すべてのこどもの権利が守られ、こども一人ひとりが  
たいせつ  
大切にされる社会を目指していくために、この条例を定めます。

## もくてき (目的)

だい じょう  
第1条 この条例は、日本国憲法および児童の権利に関する条約を  
けんり たいせつ まも  
もとに、こどもの権利を大切に守っていくための基本となる考えを  
きほん かんが  
さだ  
定めることにより、こども一人ひとりが大切にされる社会を実現す  
ることを目的とします。

## ことば いみ (言葉の意味)

だい じょう  
第2条 この条例で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりです。

(1) こどもとは、市内に住んでいる人、市内で学んでいる人、市内  
はたら  
で働いている人、市内で活動している人で心とからだの成長の  
せいちょう  
途中にある人をいいます。

(2) おとなとは、保護者や日頃からこどもの育ちや学びに関わる  
ほごしゃ ひごろ  
人などこども以外のすべての人をいいます。

(3) 保護者とは、こどもの親や親の代わりにそのこどもを育てる  
ほごしゃ  
人をいいます。

(4) 育ちや学びの施設等とは、学校、児童福祉施設、こどもの  
そだ まな しせつとう がっこう じどうふくししせつ

居場所など日頃から子どもの育ちや学びに関わる施設、団体、  
場所をいいます。

(基本となる考え方)

第3条 子どもは、生まれた時から一人の人間として自分らしく健やかに育ち、幸せに生きる権利があり、生活のあらゆる場面でその権利が大切に守られます。

2 子どもは、生まれや住んでいる場所、性別、国籍、宗教、考え方、性のあり方、障がいや病気のあるなしなどにより差別されない権利があります。

3 子どもは、自分の権利を大切にすると同じように、自分以外の人々の権利も大切にします。

4 おとなは、子どもの声に耳をかたむけ、一人ひとりの意見を大切にします。

5 おとなは、子どもが健やかに育つために、いつも子どもの立場に立って考え、行動します。

(安心して生きる権利)

第4条 子どもには、次のとおり、安心して生きる権利があります。

(1) 命が大切にされ、安心して安全な環境でくらせること。

(2) 健康な生活ができ、適切な医療が受けられること。

(3) 暴言、暴力、虐待、体罰、いじめ、仲間はずれを受けないこと。  
(守られる権利)

第5条 子どもには、次のとおり、守られる権利があります。

(1) 健やかな育ちを害するものから守られること。

(2) プライバシーが守られ、名誉が傷つけられないこと。

(3) まわりの人に相談ができ、必要な支援が受けられること。

(自分らしく育つ権利)

第6条 子どもには、次のとおり、自分らしく育つ権利があります。

(1) 遊び、休み、学ぶことができること。

(2) 自然、文化、芸術、スポーツなどに触れて豊かな経験ができること。

(3) 自分らしさが認められ、自分の可能性が大切にされること。

(4) 自分に関することは、自分で選択できること。

(意見を表し、参加する権利)

第7条 子どもには、次のとおり、自分の意見を表したり、様々な活動に参加する権利があります。

(1) 自分の思いや考えなどを自分らしく表現し、人に伝えること。

(2) 自分の思いや考えなどを表すために必要な情報を得ること。

(3) 自分の思いや考えなどが大切にされ、人に受け止めてもらうこと。

(4) 自分の意思で様々な活動に参加すること。

(市の責任)

第8条 市は、子どもの権利が大切に守られるために、子ども基本法

(令和4年法律第77号)第10条第2項にもとづき小郡市子ども

計画に定める取組を行います。

2 市は、子ども、保護者、育ちや学びの施設等の意見を聴いて、力を合わせて子どもの権利を守るための体制づくりを行います。

3 市は、子どもの権利について、子どもやおとななどすべての人に理解してもらうための意識づくりを行います。

4 市は、子どもが様々な活動に参加したり、子どもの意見を聴くことができる機会づくりを行います。

5 市は、地域社会全体で子どもが安心してすごすことができる地域づくりを行います。

(おとなの役割)

第9条 おとなは、子どもの健やかな育ちや学びを支え、力を合わせ

てこどもの権利が大切に守られるように努めます。

2 おとなは、こどもが健やかに育ち学ぶことができる環境づくりに努めます。

3 おとなは、地域でこどもを温かく見守り、こどもが安心して過ごすことができる居場所づくりに努めます。

(保護者の役割)

第10条 保護者は、いつもこどもの立場に立って考え、豊かな愛情を持ってこどもが健やかに育つように努めます。

2 保護者は、市や育ちや学びの施設等と力を合わせてこどもの権利を大切に守るように努めます。

(育ちや学びの施設等の役割)

第11条 育ちや学びの施設等は、市や保護者などと力を合わせて、こどもの育ちや学びの機会が守られるように努めます。

2 育ちや学びの施設等は、こどもが自ら考え、安心して遊び、学び、育つことができる環境づくりに努めます。

(こどもの権利を守るための体制)

第12条 市は、こどもが不安や悩みを解消できるように、こどもが安心して相談できる環境づくりを行います。

2 市は、おとな、保護者、育ちや学びの施設等と力を合わせて、人間関係のちょっとした違和感にも目をそむけずに解決するための取組を行います。

3 市は、こどもの権利が守られていない状態が生じたときは、少しでも早くこどもの権利が守られた状態へ回復できるように取組を行います。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか必要なことは、市長が別に定めます。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日に公布し、令和8年7月1日から施行します。